

議案第 4 1 号

山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 2 月 1 9 日 提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例
山陽小野田市児童クラブ条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 1 1 2 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

山陽小野田市須恵 児童クラブ	山陽小野田市大字小野田 5 2 2 8 番地
-------------------	------------------------

」を

「

山陽小野田市須恵 児童クラブ	山陽小野田市大字小野田 5 2 2 8 番地 及び 5 2 5 8 番地
-------------------	---

」に改める。

第 5 条第 3 項中「保育時間を」の次に「、小学校が授業を行う日においては
授業終了時から午後 6 時まで、小学校が授業を行わない日においては午前 8 時
から午後 6 時まで」を加える。

第 6 条第 1 項中「保育料」を「保育料（基本分）」に、「別表」を「別表第
1」に改め、同条第 2 項中「保育料」を「保育料（基本分）」に、「別表」を
「別表第 1」に改め、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び第 2 項」に、
「保育料」を「保育料（基本分）」改め、「末日までに」の次に「、前項に規
定する保育料（加算分）を 8 月末日までに」を加え、同項を同条第 4 項とし、
同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 8月において、児童クラブを利用する児童の保護者は、前2項の保育料（基本分）に併せて別表第2に定める保育料（加算分）を納付しなければならない。

別表を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

世帯の区分	保育料（基本分）
生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯	無料
前年度市町村民税非課税世帯	無料
その他の世帯	児童1人につき 3,000円 ただし、同時に同一世帯の児童を2人以上保育するときは、年齢の最も高い児童以外の児童については、1人につき1,500円とする。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第6条関係）

世帯の区分	保育料（加算分）
生活保護法の規定による被保護世帯	無料
前年度市町村民税非課税世帯	児童1人につき 500円
その他の世帯	児童1人につき 1,000円
ただし、同時に同一世帯の児童を2人以上保育するときは、年齢の最も高い児童以外の児童については、無料とする。	

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

山陽小野田市児童クラブ条例 新旧対照表

改正後		改正前	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>山陽小野田市須恵児童クラブ</u>	<u>山陽小野田市大字小野田5228番地及び5258番地</u>	<u>山陽小野田市須恵児童クラブ</u>	<u>山陽小野田市大字小野田5228番地</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
(保育日及び保育時間)		(保育日及び保育時間)	
第5条 (略)		第5条 (略)	
2 (略)		2 (略)	
3 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める者は、保育時間を、 <u>小学校が授業を行う日においては授業終了時から午後6時まで、小学校が授業を行わない日においては午前8時から午後6時まで延長することができる。</u>		3 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める者は、保育時間を午後6時まで延長することができる。	

(保育料)

第6条 保育料（基本分）は、別表第1に定めるとおりとする。

2 月の途中に入所又は退所をした場合におけるその月分の保育料（基本分）は、前項の規定にかかわらず、別表第1に定める保育料（基本分）を日割により計算した額とする。

3 8月において、児童クラブを利用する児童の保護者は、前2項の保育料（基本分）に併せて別表第2に定める保育料（加算分）を納付しなければならない。

4 保護者は、第1項及び第2項に規定する保育料（基本分）を毎月末日までに、前項に規定する保育料（加算分）を8月末日までに納付しなければならない。

別表第1（第6条関係）

<u>世帯の区分</u>	<u>保育料（基本分）</u>
<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）</u>	無料

(保育料)

第6条 保育料は、別表に定めるとおりとする。

2 月の途中に入所又は退所をした場合におけるその月分の保育料は、前項の規定にかかわらず、別表に定める保育料を日割により計算した額とする。

3 保護者は、前2項に規定する保育料を毎月末日までに納付しなければならない。

別表（第6条関係）

<u>世帯の区分</u>	<u>保育料</u>
<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）</u>	無料

<u>の規定による被保護世帯</u>		<u>の規定による被保護世帯及び前年度市町村</u>	
<u>前年度市町村民税非課税世帯</u>	無料	<u>村民税非課税世帯</u>	
<u>その他の世帯</u>	<u>児童1人につき 3,000円</u> <u>ただし、同時に同一世帯の児童を2人以上保育するときは、年齢の最も高い児童以外の児童については、1人につき1,500円とする。</u>	<u>その他の世帯</u>	<u>児童1人につき 3,000円</u> <u>ただし、同時に同一世帯の児童を2人以上保育するときは、年齢の最も高い児童以外の児童については、1人につき1,500円</u>

別表第2（第6条関係）

<u>世帯の区分</u>	<u>保育料（加算分）</u>
<u>生活保護法の規定による被保護世帯</u>	無料
<u>前年度市町村民税非課税世帯</u>	<u>児童1人につき 500円</u>
<u>その他の世帯</u>	<u>児童1人につき 1,000円</u>

ただし、同時に同一世帯の児童を2人以上保育するときは、年齢の最も高い児童以外の児童については、無料とする。